

退職に伴う諸手続のご案内

退職されるにあたり、雇用保険・社会保険・税金、また社内における手続等、多くの手続をする必要があります。これらの諸手続は原則としてご自分が行うものがほとんどです。手続を怠ることによって、大きな不利益を被ることも考えられますので、十分理解した上で確実に行ってください。

～退職前に行う手続について～

I. 会社に返還するもの

健康保険被保険者証

健康保険証は、退職日の翌日をもって無効となります。

身分証明書、社員章、名刺

その会社の社員であることを証明するものは、すべて返却します。仕事で受け取った取引先の名刺についても、会社に返却します。

通勤定期券

現物を支給されていた場合には、退職と同時に返却します。

制服

クリーニングに出すか、洗濯してから返します。

その他

社費で購入した書籍や事務用品など。業務で作成したものや資料等も残します。

II. 会社から受け取るもの

離職票

会社を退職したことを証明する書類。転職先が決まっている方は必要ありません。

決まっていない方は失業給付の受給手続の際にハローワークに提出します。

離職票は退職後に会社からご自宅に送付されます。

雇用保険被保険者証

雇用保険の加入者であることを証明する書類。

雇用保険の受給手続に必要です。再就職する場合は次の勤務先に提出します。

源泉徴収票

所得税の年末調整に必要となります。

再就職する場合は次の勤務先に提出し、前の会社の分もまとめて年末調整します。

退職した年内に再就職しなかった場合は、翌年の3月15日までに税務署で確定申告します。

年金手帳

会社が保管している場合は忘れずに受け取ります。

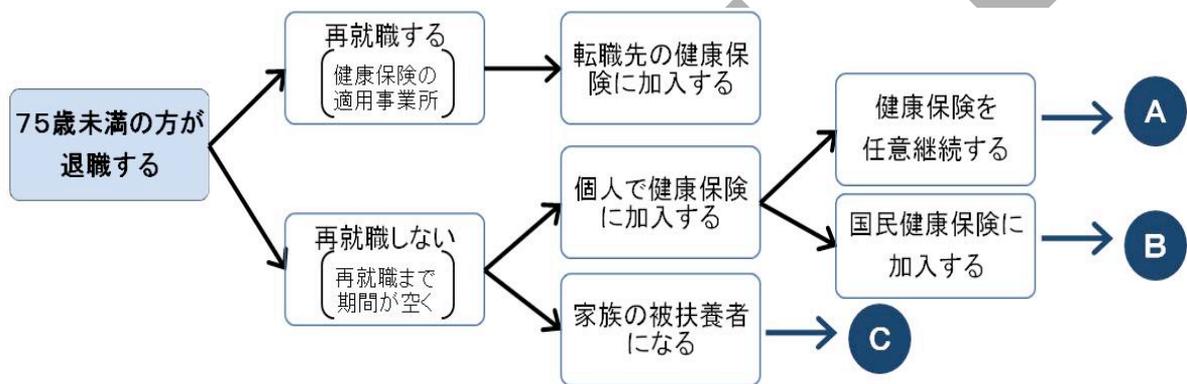
～退職・再就職時の雇用保険、社会保険、税金等の必要な手続きについて～

III. 健康保険について

退職後は、「再就職する」「家族の被扶養者になる」「2 年間は任意継続被保険者になる」などの選択肢があり、そのいずれでもない場合は、国民健康保険に加入することになります。

※ 75 歳以上の方(65 歳～ 74 歳で一定の障害にあることにつき、広域連合の認定を受けた方を含みます。)は、引き続き「後期高齢者医療制度」の被保険者になりますので、手続きは必要ありません。

<再就職しない場合は、下図のようにA、B、Cいずれかの手続きが必要となります>



A) 健康保険を任意継続する

会社などを退職して被保険者の資格を喪失したときに、一定の条件のもとに個人の希望により引き続き最長2年間、被保険者となることができる制度です。

➤ 要件

資格喪失日の前日(退職日)までに、健康保険に継続して2か月以上加入していること。

➤ 保険料

退職時の健康保険料の2倍(自己負担分と事業主負担分)になります。ただし、健康保険料には上限額があり、協会けんぽの場合、標準報酬月額が28万円以上の方は、すべて28万円の等級で算定します。

※健康保険組合の場合、ご加入の健康保険組合により上限額は異なります。